

岩手県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成20年2月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 281号
- 2 供用開始の区間 久慈市山形町川井第4地割字外山48番123地先から48番121地先まで
- 3 供用開始の期日 平成20年2月8日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 久慈地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成20年2月8日から同年3月8日まで